改正後

（法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式）

第四条の四　法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
㈠　災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）	［略］
㈡　申告書の提出期限の延長の処分等の承認等の申請書（法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書）	［略］
㈢　略	［略］

第六号様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セシア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙一　挿入］

第六号様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セシア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第６号様式記載要領

［１　略］

２　この申告書は、事務所又は事業所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～８　略］

９　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

改正前

（法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式）

第四条の四　法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
㈠　災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（法第七十二条の二十五第二項（法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）	［同上］
㈡　申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請書（法第七十二条の二十五第三項及び第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）	［同上］
㈢　同上	［同上］

第六号様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セシア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙一　挿入］

第六号様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セシア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙三　挿入］

第６号様式記載要領

［１　同左］

２　この申告書は、事務所又は事業所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～８　同左］

９　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「利子割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。